

関係各位殿

2019年10月9日

株式会社わだまんサイエンス

機能性素材、OEM 事業部

本社：〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上る二条殿町 546

Tel.075-222-7318



前略

平素より大変お世話になります。

この度、消費者庁より、別紙のように、アレルギー表示品目原料として、アーモンドが「推奨表示品目」に追加されました。

現在弊社の胡麻原料の中では、ペースト類の製造工程で一部アーモンド原料の受託をしておりますので、今後原料調査書および、規格書のコンタミ情報として下記のように訂正させて頂く予定ですのでご了承を頂きたいお願い致します。

<現在の規格書内の記載>

下記は金胡麻ペーストの一例です。

原材料	金ごま (トルコ・エジプト産) ※原料事情により変更の可能性あり
遺伝子組み換え	対象外
残留農薬	残留農薬一斉検査で基準値内
賞味期限	製造日より1年
ロット表示方法	賞味期限 YY.MM.DD
保存方法	高温多湿・直射日光を避け、常温にて保管 (20℃以下が望ましい)
アレルギー	ごま
コンタミネーション	同一ライン上で大豆加工品を一部取り扱いあり。 同一室内で小麦加工品を一部取り扱いあり。

<今後の規格書の記載内容>

同一ライン上でアーモンド加工品の一部取扱い有。  
同一室内で小麦・大豆原料由来加工品の一部取扱いあり

<変更対象原料>

胡麻ペースト全般 (金胡麻、黒胡麻、白胡麻ペースト、有機胡麻等)

※イリゴマ、すりゴマは対象外となります。

消食表第 322 号  
令和元年 9 月 19 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

#### アレルギーを含む食品に関する表示について

アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により特定原材料を定め、それを含む加工食品に表示を義務付けるとともに、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）により特定原材料に準ずるものを定め、それを含む加工食品に表示を推奨する運用をしているところです。

今般、アーモンドによるアレルギー発症者の増加を踏まえ、次長通知を改正し、特定原材料に準ずるものとして、新たにアーモンドを追加することとしました。

つきましては、本通知後、食品関連事業者（以下「事業者」という。）の実行可能性も踏まえ、可能な限り速やかにアーモンドの表示に努めるよう関係者へ御指導願います。また、事業者が適切な表示をするためには、他の原材料との混入防止の観点から原材料段階における管理やフードチェーンを通じた事業者間の情報提供も重要であることについて、加工食品を扱う事業者だけでなく生鮮食品を扱う事業者に対しても併せて御指導願います。

なお、食品表示基準附則第 4 条に基づく経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日に終了すること及びアーモンドは推奨表示であることから、アレルギーとしてアーモンドの表示を行う時期については、各事業者が、自らの取扱食品の包装資材の切替えの対応状況や、食品に含まれるアーモンドの配合量や形状等を踏まえて決めることが適当ですが、今後、アーモンドを含めた特定原材料に準ずるものを含む加工食品の表示状況を調査した上で、必要な対応を講じる予定であることを申し添えます。